

第 6 4 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 6 月 1 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 6 月 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 2 日)

議 事 日 程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議席の一部変更について |
| 日程第 2 | 第 51号議案 穴粟市教育長の任命について |
| 日程第 3 | 第 52号議案 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | 第 53号議案 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 4 | 第 54号議案 穴粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について |
| | 第 55号議案 穴粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認について |
| | 第 56号議案 穴粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について |
| 日程第 5 | 第 57号議案 平成26年度穴粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第15号）の承認について |
| | 第 58号議案 平成26年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第16号）の承認について |
| 日程第 6 | 第 59号議案 穴粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 60号議案 平成27年度穴粟市一般会計補正予算（第1号） |
| | 第 61号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 請願第 2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成28年度政府予算に係る意見書採択の要請について |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 第 51号議案 宍粟市教育長の任命について
- 日程第 3 第 52号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
第 53号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 第 54号議案 宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について
第 55号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認について
第 56号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について
- 日程第 5 第 57号議案 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第15号）の承認について
第 58号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第16号）の承認について
- 日程第 6 第 59号議案 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 第 60号議案 平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
第 61号議案 平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 請願第 2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成28年度政府予算に係る意見書採択の要請について

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（17名）

1番 鈴木 浩之 議員	2番 稲田 常実 議員
3番 藤原 正憲 議員	4番 林 克治 議員
5番 飯田 吉則 議員	6番 大畑 利明 議員
7番 東 豊俊 議員	9番 榎橋 美恵子 議員
10番 西本 諭 議員	11番 実友 勉 議員
12番 高山 政信 議員	13番 岡前 治生 議員

14番 山下 由美 議員

15番 岸本 義明 議員

16番 小林 健志 議員

17番 伊藤 一郎 議員

18番 秋田 裕三 議員

欠席議員(1名)

8番 福嶋 斉 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 岡崎 悦也 君 書記 前田 正人 君

書記 清水 圭子 君 書記 岸元 秀高 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 福元 晶三 君 副市長 清水 弘和 君

教育長 西岡 章寿 君 参事 西山 大作 君

一宮市民局長 落岩 一生 君 波賀市民局長 大島 照雄 君

千種市民局長 阿曾 茂夫 君 企画総務部長 中村 司 君

まちづくり推進部長 坂根 雅彦 君 市民生活部長 小田 保志 君

健康福祉部長 浅田 雅昭 君 産業部長 中岸 芳和 君

農業委員会事務局長 山石 俊一 君 建設部長 鎌田 知昭 君

教育委員会教育部長 藤原 卓郎 君 総合病院事務部長 花本 孝 君

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

福嶋 斉議員より本日の本定例会を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、市長から、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高欄願います。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成26年度定例監査結果報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、本日の説明員についてお手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおり欠席の通知がありましたので、報告をいたします。

報告4、本日市長から議案11件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議席の一部変更について

議長(秋田裕三君) 日程第1、議席の一部変更についてを議題とします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

その議席番号及び氏名を議長より指名いたします。

3番に藤原正憲議員、4番に林 克治議員、7番に東 豊俊議員、8番に福嶋 斉議員、9番に榎橋美恵子議員、10番に西本 諭議員、11番に実友 勉議員、12番に高山政信議員、15番に岸本義明議員、16番に小林健志議員、17番に伊藤一郎議員、18番に秋田裕三議員。

お諮りします。

ただいま指定したとおりの議席の一部を変更することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指定したとおり、議席の一部を変更することに決しました。
暫時休憩します。

直ちに議席の移動をお願いいたします。

午前 9時35分休憩

午前 9時36分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 第51号議案

議長（秋田裕三君） 日程第2、第51号議案、宍粟市教育長の任命についてを議題
といたします。

教育長、西岡章寿君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午前 9時36分休憩

（西岡教育長 退席）

午前 9時36分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。

それでは、第51号議案、宍粟市教育長の任命につきまして、提案理由の御説明を
申し上げます。

平成25年5月28日開催の市議会において教育委員の任命同意をいただき、同年6
月4日の宍粟市教育委員会で教育長に選任されて以降、活躍いただいております西
岡章寿氏の教育委員の任期が6月2日をもって満了となります。

教育長の任命につきましては、昨年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
が一部改正され、教育行政の責任の明確化のため、教育委員長と教育長を一本化し
た新たな教育長を置くことになり、地方公共団体の長が議会の同意を得て、直接任
命することとなりました。

西岡氏は、学校教育・社会教育における識見が深く、教育行政の経験も豊かであ
ることから、引き続き新しい教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議員各位におかれましては、西岡章寿氏の経歴や温厚誠実な人格等を御賢察の上、

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、岡前議員。

13番（岡前治生君） 13番です。人事案件なんですけども、今回は、先ほど市長からも説明があったように、大きく教育委員会の制度が変わる中で、教育委員長と教育長を一本化した教育長としての性格を持たれるということで、大変権限的にも教育長に大きな権限が集まるということとともに、今度は総合教育会議を設置して首長もそこに加わって、教育行政に関与できるというふうなことになっております。

そのような中で、この間、教育委員会がなぜ教育委員長、教育長というふうな流れになってきたのかといいますと、やはり、教育の政治的な中立性であるとか、そういうものが大変重要視されてきたというふうな中で、今回は首長の関与がその会議の中でかなり意見が述べられるというふうなことになるわけでありまして、そういう部分で、私は首長が積極的にかかわってしまったら、今までの教育委員会の政治的な中立性というのが守れないと思いますし、今の市長としてはどういうふうな形でこの総合教育会議にかかわろうとされておられるのか、直接人事案件とは関係ないかと思いますが、今度は教育長と首長とも一緒に同じ会議のテーブルに着くということになりますから、当然、首長の福元市長がどういう対応をされるのか、そのことも十分関連してくると思いますので、答弁をお願いします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ごく簡潔に申し上げますと、法律改正の趣旨等も踏まえながらではありますが、私としては教育の中立性については、十分担保しながら、それは尊重していきたいと考えています。

ただ、市民の代表として、これからの将来については新教育長と一体となって、子どもたちを含めて、社会教育を含めて、一体的に連携をしながら、より推進していきたいとそんな立場を貫いていきたいとこのように思っています。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第51号議案については、議事の順序を変更して、

直ちに採決を行いたいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(秋田裕三君) 暫時休憩。

午前 9時42分休憩

午前 9時44分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいま岡前議員のほうから討論の申し出が出ております。

受けたいと思います。

それでは、13番、岡前議員、どうぞ。

13番(岡前治生君) 今回の提案については、教育長を直接提案するというふうなことで、新しい法律ができたことによるものであります。一番大もとは大津市で起きたいじめ事件での教育委員会の対応の悪さといいますが、不十分さをきっかけにした教育委員会の見直しであろうと思いますけれども、先ほども述べましたように、首長が強く教育委員会に、やり方によっては関与できるというふうな、そういう中での教育長の選任であります。それとともに、私は個人的にも、この間教育問題、特に幼保一元化であるとか、学校の統合問題を議会の一般質問等で取り上げてきましたけれども、教育長の答弁は幼保一元化でありますと、民間にできることは民間にというふうなことでありますし、小学校の学校統合なんかについても行政改革どおり推進するという立場を明確にされております。私は、学校統合というのは、地域をより過疎化させ、寂れることに繋がると思いますし、幼保一元化も地域の子どもたちにとって果たして正しいやり方なのかどうか、公立は公立で残して、民間は民間のよさを生かして、そういうふうな教育行政のあり方でないといけないと思いますが、今まで私が教育長に答弁を求めたところでは、全く相反する答弁しか得られておりません。私は教育長としてふさわしくないと思いますので、反対いたします。

議長(秋田裕三君) 続いて討論、賛成の方はございませんか。ありませんか。

1番、鈴木議員。

1番(鈴木浩之君) では、私、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど岡前議員の反対討論にもあったとおり、今後、教育委員会の制度が、法律が変わったことによって、首長の教育行政に関する関与というか、意見が通るとい

うのは御承知のことかと思えますけれども、これまでも政治的中立とは言いながら、それほど、なんて言うんでしょうかね、体制に影響はないというか、これで制度が変わったことによって、これまでと何ら変わりはないというふうに思います。

制度、法律改正にもあるように、政治的中立は確保するということが法の趣旨でもありますので、その点、制度が変わったからといって、そのことに関して政治的中立が守れないとか、そういったことはないと思えますので、今の提案いただいた教育長で問題ないかというふうに思いますので、賛成として討論をさせていただきます。

議長（秋田裕三君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、討論はこれにて終了いたします。

続いて、採決を行います。

採決は起立によっていたします。

第51号議案を原案のとおり同意する方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数。

第51号議案は、原案のとおり起立多数で決しました。

教育長の入場を許可いたします。

（西岡教育長 着席）

日程第3 第52号議案～第53号議案

議長（秋田裕三君） 日程第3、第52号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてから、第53号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第52号議案及び第53号議案、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員であり、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍をいただいているところであります。

宍粟市の人権擁護委員11名のうち2名が、平成27年9月30日で任期満了となることから、後任の委員としまして、田路恵三氏、小西美穂氏の2名を推薦しようとするものであります。

田路氏は、平成21年10月から人権擁護委員として積極的に活躍いただいております、人権擁護、人権啓発に多大な貢献をなされており、引き続き人権擁護委員として推薦しようとするものであります。

また、小西氏は、人格識見とも優れ、人権意識の高揚が叫ばれている今日、市民の人権擁護に取り組んでいただきたく、ここに推薦し議会の御意見を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第52号議案から第53号議案までの2議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第52号議案を採決いたします。

第52号議案を原案のとおり推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第52号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

続いて、第53号議案を採決します。

第53号議案を原案のとおり推薦することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第53号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

日程第4 第54号議案～第56号議案

議長（秋田裕三君） 日程第4、第54号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認についてから、第56号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第54号議案から第56号議案の税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求める件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第54号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分の承認につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、市民税、固定資産税、軽自動車税等の各種減免制度における申請期限につきまして、現在「納期限前7日」としているものを「納期限」まで延長し、また、ふるさとへの貢献や応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」について、寄附金控除を受けるためには確定申告が必要となる現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等が「ふるさと納税」を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みを導入し、申告手続の簡素化を図りました。

固定資産税における特例措置では、いわゆる「わがまち特例」として新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置を導入、軽自動車税については、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、平成28年度分の軽自動車税に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特例、軽減課税の導入を行うとともに、二輪車に係る税率の引き上げ時期を本年4月1日から、来年平成28年4月1日に1年延期するものであります。

それ以外は、地方税法等の改正や規定に伴う文言の改正、引用部分の条文ずれに対応する改正を行っております。

次に、第55号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分の承認につきましても、地方税法の一部改正に伴う文言の改正、引用部分の条文ずれを改正するものであります。

次に、第56号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認につきましても、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴うもので、主な改正内

容としましては、加入被保険者の中低所得者層の負担軽減を図る目的で、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額をそれぞれ1万円、また、介護納付金課税額の限度額を2万円、それぞれの引き上げと減額措置に係る軽減判定の所得基準額を見直すものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、本件につきましては、いずれも地方税法等の改正が平成27年3月31日に公布されたことに基づくものであり、改正時期との整合性を図る上で急を要することにより、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づきまして発言を許可いたします。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） それでは、3点質疑をさせていただきたいと思えます。

通常、毎回6月議会には、地方税法の改正に伴う税条例の改正が出てくるんですけども、これについては、今まででありますと4月1日から施行になるというふうなことでやむを得ない専決処分というふうな認識でございましたけれども、今回の条例改正については、施行期日が平成28年1月1日からのものもございまして。附則ではそういうふうな規定が見受けられます。そういう意味から言いますと、この部分に係る分については、専決処分をせずに6月定例議会に出してきても十分間に合う条項ではなかったのかなと思えます。専決処分というのは、御存じのように条件が限られて、特例として市長の権限として認められておるものであります。そういう意味で、なぜ専決処分をしなければならなかったのか、その点お聞かせ願えたらと思えます。

それと、今回、今年度マイナンバー制度とか法人にも番号が与えられて税の徴収とか、そういうことに利用されるようでありますけれども、この個人番号制度とか、法人番号制度について、特に個人番号制度はマイナンバー制度と言われておりますけれども、プライバシーの保護であるとか、あと偽造もできるのではないかというふうなことが指摘されておりますけれども、そのような問題点についてはどのような対応を考えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

それと、この制度の実施のスケジュールでありますけれども、今年度中に番号の通知をして、平成28年の1月から実施というふうなことになるのかなと、しーたん

放送を見ておりますと、厚生労働省でありましたっけ、内閣府でありましたか忘れ
ましたけれども、のつくったDVDがこのマイナンバー制度について流されてあり
ましたけれども、私が見ても大変理解しにくい内容かなというふうなことで思いま
した。そういう意味で、この制度の実施のスケジュールはどうなっておるのか、お
聞きしたいと思います。

それと、個人番号と法人番号を有しないもの、一応、建前上は全員に個人番号や
法人番号が割り当てられるというふうなことになっておりますけれども、こういう
ものは例外規定も見受けられました。これについては、どういうふうなケースが考
えられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、寄附金控除について具体的にどのように有利になって簡素化されるのか、
具体例がありましたらお示し願いたいと思います。

それと、もう1点、国民健康保険税の関係でありますけれども、国保税について
は、どういうふうな算定基準かというふうなことが、大変介護保険料分が入ってき
たり、後期高齢者分が入ってきたりとして、総額で相当大きな負担になっているこ
とは事実であります。それで、今回の改正で増える部分、減る部分というふうなこ
とがあるんですけれども、一番わかりやすいのは収入ベースで、例えば100万円の
収入の方であればいろいろな控除をして何割かの軽減を受けて、これだけの国保税
になりますよというふうな、そういうふうな資料が示されると一番その国保税がど
う推移するのか、負担が重くなるのか軽くなるのかというふうなことがわかると思
います。この条文を読むだけでは、なかなか理解しにくい部分がありますので、委
員会で結構ですので、そういうふうな所得階層別による国保税がどういうふう
に今と変わってくるのかお示し願えたらと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 答弁を求めます。

小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 市民生活部長の小田です。今回の議会より参加させ
ていただいております。よろしく申し上げます。

それでは、市民生活部にかかわる御質問に対して御回答のほうをさせていただきます。

まず、議案第54号の施行期日についてということで、施行期日が平成28年1月1
日の条例改正であるが、なぜ専決なのかという御質問につきましては、市条例につ
いては、御承知のとおり上位法である地方税法の改正を受けまして実務を実行する

条例として宍粟市税条例を制定しているところでございますが、税法の改正で新規の税制制度の開始などによりまして、国において制度の周知期間やその改正に向けての関係機関の調整時間を有する場合がありますなど、施行期日までに時間を要することがございます。

今回の平成28年1月1日施行につきましては、国外に転出する場合に、所得税の確定申告を行うということで新たに創設された制度でございます。その制度の周知ということで事前に周知期間があるということで、既に税務署のほうから周知用のパンフレット等をいただいておりますので、これを窓口のほうでお配りしまして周知をしていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の個人番号及び法人番号につきまして、個人番号、法人番号を有しないものとの規定があるが、有しないケースとはということで、マイナンバーは平成27年10月の第1月曜日、10月5日ですが、に住民票に記載のある人に通知が届くこととなっております。この時点で住民票に記載のない方、国外居住者で、その後入国された方、諸事情で通知を受け取ることができなかった方などが考えられるということです。

また、法人番号につきましては、届出書を提出していない法人等で、番号が自動付与されない場合、また人格のない社団、そういったものが考えられるところでございます。

続きまして、寄附金控除につきましては、具体的にどのように有利なり簡素化されるのかという御質問でございますが、ふるさと寄附金を行った場合、税額控除を受けるために確定申告を行う必要がございます。しかしながら、給与所得者など確定申告を行う必要がない方においては、今現在も申告を行う手間が必要というような状況でございました。今回の改正で、寄附を行った場合、受領した自治体が寄附者の居住する自治体へ報告することで、住民税の確定申告をせずに、寄附控除を受けられることになり、寄附者の申告の手間を軽減するということがメリットとして簡素化として挙げられます。

続きまして、議案第56号の国民健康保険税の部分でございますが、今回の改正で国保税は加入者にとってどうなるのかという御質問でございます。

これはまた委員会等で詳しい通知用の資料をお配りはしたいと思っておりますが、軽減判定の所得の引き上げにつきましては、低所得者7割減免、5割減免、2割減免それぞれしておるわけなんですけれども、その幅が広がると、今回の改正で広がるということになります。

一方、賦課の限度額を超える方々につきましては、この限度額が改正されるということで、こちらのほうにつきましては、税額が増えるというふうな結果になります。こちらのほうの資料につきましては、また委員会のほうでお配りして、御説明のほうをさせていただきたいと、かように思います。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） マイナンバー制度については、直接的に税条例の改正とは関係がないように見えるわけでありましてけれども、この制度が導入されると、社会保障の関係も含めて全て同一の番号で税の徴収であるとか、保険料の徴収が行われることとなります。

それで、今の現状として教えていただきたいんですけれども、我が党の山下国會議員、参議院議員なんですけれども、この方が今マイナンバー制度の法案改正案が出てきておるといふふうな中での問題点を指摘されている中で、特定個人情報保護評価をしなければならないというふうになっておるんですけれども、それを行っていない自治体が、今現在34%もあるというふうなことで、それで私も調べてみますと、特定個人情報保護評価の概要、内閣府の資料だったと思うんですけれども、地方公共団体はそのことが義務づけられている団体になっております。宍粟市は、先ほど言われた10月からの交付に当たって、このような特定個人情報保護評価、こういうものもしっかりとされた上で通知になるのかどうか、間に合っているのかどうか、その点いかがですか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 失礼します。企画総務部の中村です。よろしく願いします。

先ほど岡前議員のありましたように、特定個人情報保護評価につきまして、現在のところ宍粟市ではまだできておりません。ただ、この部分につきましては、やはり、特定個人情報、今までの個人情報以上に縛りのきつい部分になってきます。その部分について取扱者、あるいはその保護の措置の方法、それについて委員さん等も含め今後設置して検討していきたいと、検討というか設置していきたいということでございます。できるだけ早く周知をさせていただいて取りかかりたいと考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 今回、マイナンバー制度を導入するに当たって、この特定個人情報保護評価にどう取り組むかということが、この制度にとっては大変重要な重い課題だと思うんですね。それで、その具体的に今年の10月からナンバーは通知されて、実質的に平成28年の1月から動いていくようでありますけれども、それまでに今言われたような、大変多岐にわたってこのマイナンバー制度というのは活用されるようでありますけれども、そういうプライバシーの保護とかを含めてきちっとした対応、その評価ができた上で運用ということになる確約がとれるのかどうかですね、その点、最後お答えください。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） このマイナンバー法につきましては、やはり利便性と効率性、あるいは公平・公正性を求めてつくられたものでございます。現在のところ、税、社会保障、あるいは災害に対する部分での限定となっております。それは、改正されまして民間でも利用できるようになるリスクはかなり高くなってくると思われます。

最初のほうは、その3部分、税、社会保障、災害ですと、やはり行政関連の部分だけになりますんで、その保護については、ある程度厳格にできるのではないかと考えております。その部分について、まず評価の部分を先に定めまして、法改正に基づいて随時その部分に対応できるようにもしていきたいと考えておりますので、この運用につきましても平成28年1月からはカードの発行でございます。それで、実際平成29年の1月から国との連携が始まりまして、平成29年の7月から他の自治体等との連携が始まってまいりますので、その間にはきちっとしたものを仕上げていきたいと考えております。

議長（秋田裕三君） それでは、続けて通告に基づきまして、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。第54号、第55号、第56号議案をまとめてちょっと質疑をさせていただきます。

今、岡前議員の質疑の中にもあったかと思うんですけども、今回の税条例の一部改正ということで、非常に税、課税というのは公権力の最たるものだと思いますけども、その重要な条例の改正をなぜ専決せざるを得なかったのか、いろいろ理由はあるかと思うんですけども、他の自治体では同様の条例改正について、昨年度末3月ごろ、短い期間ではありますが意見募集を行ったり、住民説明を行っているという例もありますので、そことの違いも含めて、なぜ専決処分になったのかということをお聞かせください。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） お答えいたします。

御承知のとおり専決処分は、地方自治法179条におきまして、市長が行うことができることとなっておりますが、市条例につきましては、御質問のとおり大変重要な内容で、市民生活にも大いに影響すると考えております。しかしながら、市条例につきましては、上位法である地方税法の改正を受けて改正を行っているところであります。地方税法の改正交付日が例年3月31日で、施行日は翌日の4月1日施行のものなどがありまして、対応として事前に議会への改正内容の案をお示しする中で、専決の処分を行うようにしております。

また、市民の周知につきましても、できる限り大いに住民の方々に大きく影響する分については、そういった事前に説明をするといいますが、パンフレット等でお知らせをするということが必要であろうかと思っておりますが、今回につきましては、専決の方法で処分のほうをさせていただきました。

また、最近でございますが、改正におきまして、市の裁量権を認める部分がございます。市の裁量でもって決めるという部分がございますので、そういった場合につきましては、議会のほうに提案させていただきまして、改正のほうを随時やっているようなところでございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 理由は、3月31日の改正で4月1日からという、当然そういうことはわかるんですけども、国もそこまで強引にというか、ことはしていないはずなんです。当然、法律上というか、規定上はそうなっていますけども、事前に多分、予測というか、こうなるということが決まり次第、それは当然住民というか、国民に対する周知のことも含めて、説明のことも含めて、ある程度の期間をとっていると思いますので、3月の議会に、臨時議会というか、追加日程をして説明いただきたりとか、あと、改正、4月になる前に住民に対する説明がなされるというふうに思うんですけども、これだといきなり4月に変わりましたということだけが知らされて、どういう経緯であるとか、どういう改正内容かということがあまり伝わっていないように思うんですけども、そのあたりは今後も同じように税条例の改正は、このような手法でされるという認識でよろしいのでしょうか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 今回につきましては、税条例、税法の改正ということで、市の裁量権があまりない、ほとんど国の税法の改正に従う部分、今回、中身

的には条文のずれとか、そういったものもございます。大いに関係する部分については、市の周知とかという期間がございますので、それに合わせまして、できる限り事前に説明できるものであれば御説明のほうはさせていただきたいと思いますが、3月31日公布の4月1日施行ということになりますと、なかなか対応のほうは難しい。今回につきましても、平成27年度の税制改正の大綱が平成27年の1月14日に閣議決定されておるわけなんですけれども、1月以降にそういった情報を仕入れられれば市民の方々にとって重要なものであれば、事前にお示しとか、また議会の委員会等でお示しのほうをさせてもらえらるものと思います。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 3月31日が改正で4月1日施行という法律の改正なりであっても、事前にその情報を国の制度に対して市の裁量権がないあるとかということではなくて、周知をする期間は設けられるということをおっしゃっているんですかね。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 条例制定をしなければ、実際にその法律は生きないというふうに解釈すれば、条例で決める以前に、市の考え、国の考えというものを言うということは、決まっていなことをお知らせするというで、誤りの部分も事前周知をしてしまうということもありますので、大きな流れにつきましては、この方向で進んでいますよと、それは新聞紙上等についても情報は流れるとは思いますが、大きく変化する部分については、事前に住民の方々の御納得をいただけるように周知はする必要はあるかだと思います。ただし、それは条例制定の前という条件がつきますので、条例制定前に住民周知すべきかどうかということは判断をしまして、それは周知すべきだという判断であれば、条例制定前にそういった周知のほうはする必要はあるというふうに考えます。

議長（秋田裕三君） 以上で、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第54号議案から第56号議案までの3議案は、民生生活常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第57号議案～第58号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第57号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第15号）の承認についてから、第58号議案、平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第16号）の承認についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第57号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認、第58号議案、平成26年度宍粟市下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の専決補正予算では、年度内実施が困難となった事業につきまして、繰越明許費の追加及び変更を行っております。

これらにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ないものに限って補正を行ったものでありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第57号議案から第58号議案までの2議案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩を入れます。

柱の時計で10時35分まで休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時35分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 第59号議案

議長（秋田裕三君） 日程第6、第59号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第59号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する

保健師または看護師に加え、准看護師についても1人に限って保育士とみなすことができることとなりました。

この改正内容を踏まえて、宍粟市の家庭的保育事業等の設置基準についても同様の措置を行うべく改正を行うものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第59号議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第60号議案～第61号議案

議長（秋田裕三君） 日程第7、第60号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）についてから第61号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第60号議案及び第61号議案の補正予算2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、各種施策を展開する上で緊急でやむを得ないものについて補正を行うとともに、例年と異なり、特に地域創生との関連で早急に対応するほうがより効果的となるものについて予算計上をしております。

それでは、各議案の概要につきまして順次御説明を申し上げます。

最初に、第60号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算でございますが、歳入歳出にそれぞれ5,461万9,000円を増額し、補正後の総額を247億8,461万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費でスクイム市新庁舎完成式典への訪問旅費や総合計画審議会委員報酬、また、地域創生事業として産業間の連携による新商品やサービスの開発、販路開拓等を促進する事業等を実施するため、産業連携促進事業等補助金を創設し、予算措置を講じております。

民生費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金を精査するとともに、地域創造枠事業で取り組んでおりますシルバーパワーアップ事業の好評を受けて関連経費の増額を行うものであります。

また、農業費では、農業機械購入補助金の追加、教育費では、首長部局との協働による新たな学校モデルを構築するための関連経費を追加計上しております。

次に、財源であります歳入につきましては、国県支出金におきましては、国民健康保険の基盤安定負担金を見込むとともに、首長部局との協働による新たな学校モデル構築事業委託金を計上しております。

また、シルバーパワーアップ事業につきまして、ふるさと納税によるブナ基金を活用し、その他の財源としまして前年度繰越金を見込みの範囲内で計上しております。

続きまして、第61号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、平成26年度の決算の見込みや平成27年度の所得等が概ね把握できる時期となりましたので、全体予算の整理を行っております。

歳出では、主なものとして、療養給付費、出産育児一時金等の精査に伴う減額を行うとともに、療養給付費の精算に伴う返還金を追加計上しております。

これに伴う歳入では、国民健康保険税や国県支出金、交付金につきまして、それぞれ減額を行い、また、国民健康保険税の軽減措置等に係る一般会計繰入金を追加計上するとともに、平成26年度繰越金見込み額を計上しております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ324万4,000円を減額し、補正後の総額を52億8,455万2,000円としております。

以上、補正予算2議案につきまして一括して概要の御説明を申し上げます。諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

6番、大畑利明議員

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。第60号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）について、質問をさせていただきます。

ただいま御提案がありました補正予算のうち、歳出予算で新たに創設されます補助金と新規事業、この二つについてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、総務費の地域創生事業費の産業連携促進事業等補助金について、お伺いしたいと思います。

この産業連携促進事業等とは何なんでしょうか。この事業は、誰を対象に、何を目的とした補助金制度なのか、お教えいただきたいと思います。

この補助金制度を創設することの理由、意義、あるいは今回一般財源3,000万円の上程でございますが、その具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

また、その補助金制度を設けることによって、何をどのような状態にしようとしているのか、その目指すべき方向とか、あるいは成果指標、そういうものについてお伺いをしたいと思います。

続きまして、教育費の教育振興費でございます市長部局との協働による新たな学校モデル構築事業、これについて御質問したいと思います。この事業の目的あるいは内容についてお尋ねしたいと思いますし、この事業に取り組む意味ですね、どのような背景や経過によってこの事業に取り組まれるのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、三つ目には、この事業と今回新たに創設されました総合教育会議との関連性がありましたら、それについてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） それでは、私のほうから、まず第1点目の産業連携促進事業等補助金につきまして、御説明のほうをさせていただきます。

この事業を創設する目的につきましては、農林漁業者、また商工業者が連携して行う市内の農林水産物等を使って商品の開発をすることを支援するというを考えております。また、市民もしくは事業者等からの提案事業についても対応させていただいて、魅力ある地域ビジネスの実現、また新たな付加価値等を創出して地域経済の振興を図っていこうと、そのような目的で創設するものでございます。

また、その事業の内容につきましては、市内に事業所のある商工業者と市内の第1次産業者の連携体を対象としまして、市内の農林水産物を活用して先ほど申し上げました対象者が連携して取り組む事業に対して必要な経費の一部を、例えば施設整備費であるとか機械購入とか、そういうふうな経費でございますけども、これについて助成対象経費の2分の1を助成しようとするものでございます。

また、2点目の事業の効果、目標等につきましてはでございますけども、効果につきましては、農業所得等の向上、そして市内の生産出荷額の増加、また長期的には

新たな産業の創出であるとか、定住の促進、雇用の創出が見込まれると、そのように考えております。

目標値につきましては、先ほど効果で申し上げました生産額の向上、並びにまた雇用の増加等というのを目標にして設定していきたいと考えておりますけども、この数値につきましては現在検討を加えているところでございます。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうからは、市長部局との協働による新たな学校モデル事業の目的と内容について、以下、答えさせていただきたいと思っております。

この事業の目的は、少子化の進む地域におきまして、コミュニティスクールを核にして市長部局が地域住民とともに積極的に教育活動を支援することにより、地域の活性化にもつながることを狙いとしております。

また、この事業は、文部科学省の10割負担で2年間の実施期間があり、全国で12市町が指定を受けております。具体的な内容としましては、市内の3中学校区で計画しております。千種中校区では、ふるさとの歴史や産業等を学ぶ千種学の取り組み、波賀中校区では、子どもとともに考える安全・安心な学校づくりの取り組み、一宮北中校区では、山津波や大水害に学ぶ防災教育を計画しております。

次に、事業に取り組む背景や経過についてでございます。

3校区におきましては、かつて文部科学省の研究指定を受け、コミュニティスクールの運営を研究し、現在、コミュニティスクールとしての学校運営を行っております。新たにこの事業によりまして、国からの人や事業費の支援を受け、研究を続けることによって、校区の取り組みをより発展させようと考えております。児童生徒や地区住民にとって有意義であると判断しております。

続いて、この事業と総合教育会議の関連性という問いにつきまして、今回の事業につきましては、第1回の総合教育会議を6月3日に予定しております。したがって、この総合教育会議で決定したのではなく、従来の教育委員会で決定したものであります。また、今後開催する総合教育会議では、本事業の成果や課題について随時報告・協議していきたいと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑議員。

6番（大畑利明君） 2度目の質疑をさせていただきたいんですが、まず、産業連携促進事業の関係ですけども、この補助金につきましては、もう御案内のとおり、

その性質上は非常に公益性が高いでありますとか、あるいは合理的なものでなければいけないというふうに思うんですが、この3,000万円として新たに創設される、そして農林業等が対象になっているというふうに今説明がございましたが、そうなりますと、他にたくさんの補助金、農林関係はあると思うんですが、その辺との整理・統合がどのようにされているのか、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

それと、5月の常任委員会総務の場で、第三セクターを対象にした新たな補助金制度を設けていきたいという話もございました。多分そういうことがこの事業の背景にあるのではないかなというふうに私は思うわけですが、この三セク自体は市の外郭団体の一つでございますし、これが地域経済の発展あるいは雇用の確保に大きく寄与しているということについては十分承知をしておりますけども、しかし、近年、第三セクターの経営の悪化が市の財政に与える影響というものが非常に危惧されておまして、将来に影響を及ぼす可能性ですね、そういうことも問題視される傾向があるというふうに思います。

そういう意味からいいますと、もし、第三セクターが対象になっているのであれば、将来の市の財政の負担、そういうことについてどのような考え方をされているのか、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

さらに、この補助金の要綱ですね、こういうものも全く上程されていないわけですが、これは委員会のほうに是非補助金要綱を提出して審査を受けていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、市長部局との連携の事業でございますけども、ただいま御説明がありましたことで大体わかったわけですが、市長との連携、協働ですから、従前の教育委員会が独自にプランを練っておられるということについては、いささか私は不十分じゃないかなというふうに思うわけです。ですから、総合教育会議と十分連携をとって、どのような市長部局と連携をして、どういう新たな学校モデルをつくるのか、この事業の趣旨であります地域が衰退する、人口減少の中で、今、宍粟市こぞって地方創生の事業に取り組もうということで頑張っているわけですから、そういうものとの関連性とか、十分市長部局との連携、産業あるいは福祉、そういうこととの連携みたいなものがどこまで考えられた上で提案されているのか、いささかちょっと疑問なので、もう一度その辺をお伺いしたいのと、それから、教育委員会がもともと定めておられます子ども生き生きプラン、この中には学校支援地域本部事業というのが既にございます。学校と地域社会との連携ということで学校運営をや

っておられるわけですが、その事業と今回、新たに取組みようとしているものとの関係について、もう一度教えてください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、まず、農林水産業関係のたくさんの事業との整理統合について、お答えさせていただきたいと思います。

先ほど説明申し上げましたように、今回の事業につきましては、いろんな業種が絡んでの6次産業化の促進というのを狙いとしております。今までにこのような事業につきましては、一つの農業者が新たな事業、流通・加工する場合というものにつきましてはありましたけども、そういうものも今のところ補助事業としてはございませんので、整理統合については今のところ検討しておりません。今後、事業等の整理統合につきましても再度見直しをして検討していきたいと、そのように考えております。

それと、2点目の第三セクターを対象にした事業もあるのかということと、第三セクターの契約化が危惧されている中での将来の財政負担という点についてでございますけども、第三セクターにつきましては当然将来的な自分の自己資本の強化とか、収益性の確保というのを求めていかなければ、市の財政負担も発生するおそれも危惧されております。その中で、当然、新たに第三セクターが事業をするものにつきましては、この産業連携等を対象にした事業に対しての支援は行っていきたいと、そのように考えております。

また、第三セクターの経営の悪化につきましては、現在、第三セクターはほとんどが市の指定管理施設の管理を行っているという形でございまして、新たな事業をすることに対して当然市の財政負担も発生するかどうかということは検討を加える中で、市への負担が起らないということを市のほうで見きわめて、その上での対応をさせていただきたいと考えております。第三セクターについては、それぞれ独立採算でやっていくように、今のところ指導をしております。

それと、本提案に対しての要綱等につきましてでございますけども、これにつきましては、当該委員会のほうへ提出をさせていただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 大畑議員の御質問に答えさせていただきます。

市長部局との連携を強めるということは、もうこの事業を成功させる上で当然のことです。この取組みを進めるためには地域から講師として人材を派遣してもらったり、実際に体験させてもらったりして、子どもたちがふるさとを理解し、

また課題を実感してもらいたいと考えております。そして、地域には活性化の材料として返したいというようなことも期待しております。市長部局としてはそういう事業を行う上で、千種中校区では産業部と、波賀中校区では健康福祉部と、一宮北中校区ではまちづくり推進部と連携をとりたいと考えております。

また、生き生きプランとの関係ですが、おっしゃるとおり生き生きプランの中にも地域・家庭と連携した教育活動の充実ということで挙がっております。この事業を進めることによりまして、さらにこの生き生きプランの発展が望めるものと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑議員。

6番（大畑利明君） 産業連携のところでもう1点だけですが、三セクが対象になるんでありましたら、三セクは市のほうから出資もしております、さらに補助金対象になるということについて、いろいろ裁判事例も賛否いろいろあるように聞いておりますので、その辺、問題ないのかどうか、ちょっと、部長、この場でわかれば見解を教えてください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 三セクも一応事業の対象というふうには考えております。ただ、それについて、やはり過度な計画性のないようなものに対して当然事業として公金を使うということは考えておりません。それで、過去、他地域では経営の悪化等に対する裁判事例も十分承知しております中で、本市としましては三セクも一つの民間企業というふうにしての補助対象というふうにしてやっていきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 質疑を続けます。

通告に基づきまして、13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。まず、先ほど同僚議員のほうからもありました新たな学校モデル構築事業なんですけども、全体で150万円で、先ほど3校を指定するということなんで、1校当たり50万円程度の事業になるかと思うんですけども、歳出のほうを見てみますと、講師等謝礼というふうなことで計上されている分が一番多くなっております。先ほどそれぞれの部と連携してそれぞれ具体的な取り組みをされるようでありましてけれども、今現在、具体的な取り組みが決まっておりますら、具体的にどのような取り組みをされようとしておるのか、お聞かせ願えたらなというふうに思います。

それと、産業連携促進事業の補助金についても総務課のほうに上がっておりまして、どこが担当なのかということがわからなかったもので、質問通告しておったんですけども、産業部ということなんで、また委員会で詳しい説明があるかと思えますので、この部分は省略いたします。

それと、気になったのは、一般会計の中で老人福祉費の中で文具消耗機材というのが111万5,000円も計上されております。通常、消耗品で111万円というふうな金額というのは備品とかでない限り考えられないんですけども、通常、こういうふうな補正というのは、議員必携なんかを見てもふさわしくないというふうな書き方がしてあるわけでありましてけれども、これは何になるのか、お聞かせください。

それと、第61号議案についてでありますけれども、保険基盤安定繰入金が軽減者分の補填と、もう一つは、保険者支援分というふうに2種類の繰入金が計上されております。それで、保険者支援分というのは、市に対して応援しようというふうなものでありますから、市がこの分だけ市の法定繰り入れの分が減るというふうに考えられますので、本来であれば、これを、今までも何回もお願いして、要望してきておりますけれども、高い国保税の引き下げに充てるとというのが本来のあり方ではないかと思うんですけども、そのあたりの使い道はどういうふうにされるのか、お聞かせください。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） それでは、最初に、私のほうから市長部局との協働による新たな学校モデル構築事業の具体的な取り組みということをお答えさせていただきます。

先ほど三つの中学校区で実施すると説明しました。その中をもう少し詳しくさせていただきます。

千種中校区では、御存じのようにたたら製鉄の歴史ということがあります。それを中心に産業を子どもたちが学んでいくということで考えております。また、千種町内では、地域全体で見守るという千種っ子見守り隊等があります。その方々とともに千種で生きることがすばらしいということをお学んでいきたいと考えております。

波賀中校区では、まちづくりの視点から考える児童生徒の健全育成ということで、最近、いじめや不登校に至るケースが増えております。これは行政上の課題と捉え、健康福祉部と連携して地域全体で解決することを考えております。

一宮北中校区では、先ほども言いましたように、水害を2回経験されておるといふところから、子どもたちにもこれを教育資源として生かしていただいて、さらに

ふるさとの活性化につながっていただきたいと考えております。この事業を進めるために、委員会に出席していただく大学教授の謝金等もこの中に入っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 答弁、続けて、浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私のほうからは2点目の御質問、老人福祉費、需用費の補正111万5,000円の内容について御説明をさせていただきます。

これにつきましては、介護予防ということで平成26年度から重点的に取り組んでおりますいきいき百歳体操、これには重りとバンド等を使って負荷をかけて体操をするわけなんですけども、予想してありましたより多くの方々が御参加をいただきまして、その重り等々必要な物品がなくなりましたので、この分について補正をさせていただきます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 続けて、小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 続きまして、議案第61号の保険基盤安定繰入金について御説明のほうをさせていただきます。

保険者支援分は国保税の引き下げに充てているのかという御質問でございますが、この支援分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担しまして、一般会計から繰り入れのほうをしております。繰入金の充当先は一般被保険者の療養給付費、一般被保険者の高額医療費等に充当しております。国保税の税率の決定に影響します。この繰り入れが国保税の引き下げの要因となるといえます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。きょう、新たな学校モデル事業で最後に大学教授の講師謝金等を予算計上しているということを言われたんですけども、先ほど言いましたように、1校当たり50万円で、その大半が講師謝金というふうなことに含まれるわけでありますけれども、最近、どの審議会でも大学教授を呼んで、それでその大学教授をトップの会長や委員長に指名して会議をされておることが多いんですけども、今聞いたような内容でしたら、大学教授にわざわざ来てもらわなくても地域のそういう人たちと一緒に考えて、そういうふうなことのほうが本来の目的、個々のたたら製鉄でありますとか、いじめや不登校問題であるとか、水害経験についてでありますとか、そういう具体的な点を聞きますと、そのほうが私は地

域により近い、そういう教育ができるんではないかと思うんですけども、その大学教授を呼ばれる、何とか委員会というのをまたつくられて、その中でこの地域はこういうものがないですよとかいうふうなことを検討されようとしているのか。もっと地域に密着したものになるのかなというふうに、私は考え方として思っておったんで、そのあたりのところを再度お聞かせいただけたらと思います。

それと、第61号の関係では、国保税の引き下げに影響してくるというふうなお話があったんですけども、具体的にその税率改正までするようなことになるのか、それとも税率改正まではしないけども、幾らかの引き下げになるという、軽減世帯での引き下げになるということなのか、軽減世帯が対象ではない世帯についてもその軽減が及ぶということなのか、その点はいかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 先ほどの説明で少し足りなかったということで申しわけないと思っております。

大学教授もおります。専門的なプログラムを検討してもらおうということの中には大学教授に監修をしてもらおうということも入っております。大きいところといたしますと、地域の力を活用するということからPTAの役員さんとか、また校区でその道のプロのような方も講師として招きたいと考えております。そういう謝金も含めたところで計上しております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 失礼します。今回、本年度の改正につきましては、国保の税率改正を行うかどうかということで、もろもろのデータをもとに試算をしましたところ、今年については税制改正の必要がなかったということで、その一端にはこの保険者支援分もマイナスの要因、引き下げの要因としてそれは入っていたということで考慮してそうだったと。

それと、低所得者への助成というものにつきましては、保険税の軽減分ということで、7割、5割、2割の軽減をしておりますが、今回、法の改正でその低所得者の対象者の枠を広げたということで、ある一定低所得者層の負担の軽減にはなっているものと考えます。

議長（秋田裕三君） それでは、通告質疑を続けていきます。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私は第60号議案の宍粟市一般会計補正予算

(第1号)の中で、これまでのほかの議員の質疑で大分出てますけども、教育費委託金の市長部局との協働による新たな学校モデル構築事業の具体策を聞こうと思ったんですけども、先ほどの他の議員の質疑の中で明らかになってますので、そこは結構です。

ただ、よくこういった、これは結局国の補助というか、国からの委託になるわけですけども、全ての自治体が該当するわけでなくて、当然手を挙げてこれを取りに行ったというか、という話だと思うので、より、国が負担しているから云々ではなくて、市の教育課程の中でやっぱりどう位置づけられていて、それに対してということが非常に構造としてしっかり明確にしていけないと、補助金があったから事業をしたみたいに捉えられてしまったら、これはもう元も子もない話なので、是非ともこの事業を受けるに当たって、どういった議論がなされて、実際に宍粟市の教育課題であるとか、教育課程のどこに位置づけられているのか、これは他の振興策というか、教育の計画との整合性という部分の説明もあるんですけども、具体的にどう位置づけられていて、どう活用していこうとしているのか、そのあたりをお聞かせください。

議長(秋田裕三君) 藤原教育部長。

教育委員会教育部長(藤原卓郎君) お答えさせていただきます。

議論の過程ということですが、この本事業が文部科学省から提示されたのは、今年の1月でありました。それを受けまして、コミュニティスクール事業に取り組んでおります北部3校に打診し、学校の希望を取りまとめ、文部科学省に意向を伝えております。決定の通知が来たのは3月末でありました。ということから、議論としては学校との対話、また、教育委員会内部での議論としてはやっております。教育委員会事務局の中でやっております。そして、5月には教育委員会で議題として上げさせていただきまして、この時期の予算要求となったということでありました。

また、市全体の教育振興とどういう関係があるかということですが、先ほどもありましたように、しそ子ども生き生きプランの中の二つの視点で事業を推進することとしております。一つ目は、家庭・地域と連携した教育活動の充実の観点より、家庭・地域や行政と協力しながら、子どもの学びのプログラムの充実に努める視点であります。二つ目は、学校教職員の活性化の観点より、学校と連携した指定研究の促進の視点で国の指定研究事業を積極的に活用しながら、校区の特性に応じたテーマを研究し、学校の活性化に努めるものであります。この生き生きプランの中の主な二つの視点でこの事業を取り組みたいと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 当然学校に打診して検討されているというふうにお伺いしたんですけども、他の教育振興策との整合性という意味で言ったときに、出てくる話が全ていわゆる結果というか、成果ではなくて、何をするとか、充実させるとか、研究を深めるとか、そういったレベルの話でしかないんです。是非ともちょっと教育を軽んじて傾向があるように思えるんですけども、それをすることによって、こういった力を子どもたちにつけたいのかとか、こういった学校の課題を解決するのかというところに目を向けていかないと、教育活動というのは非常に成果が出るまで時間がかかりますので、ただ単に地域との協働の実践を充実させる、地域特性に応じた研究を推進する、そんなことで予算を使っているようでは、教育振興というか、教育行政としてなってないと思いますので、是非ともそのあたりはしっかりと、ただでさえ、今、教育現場は非常に負担というか、いろいろ忙しい状況の中でこういったまた新たなカリキュラムを入れなければならないということも含めて相当な整合性というか、カリキュラムの中での位置づけなりのことをしないと、委託するというか、地域の方をお願いするにしても、どういうそれが教育の教材になり得るのかということは、学校サイドなり教育現場の問題だと思いますので、是非ともそのあたり、しっかりとその予算を使うのであれば、そういったところを明確にして、計画立てて使っていただきたいんですけども、今後どのような議論をして、どういうふうな実施に向けていくのか、そのあたりをお伺いさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 有効に活用せよということだと思います。当然そのことは肝に銘じて進めていきたいと思っています。

この事業を学校に提示したときに、学校のほうは積極的に使いたいということで取り組む姿勢を持っております。そういうことから、この事業が子どもたちに効果があるように教育委員会としても指導していきたいと思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 最後にしますけども、効果があるようにというのは、どういう効果かをしっかりと明白に設定していただかないと、やったから何かいいことがあるというレベルで教育活動をしているようでは、もう立ち行かない時代なので、よろしくをお願いします。

それで、先ほどどういう活動をされるか、各中学校区で具体例がありましたけども、この地域がすばらしいというその価値観を前面に出すような教育活動をされると、やはりちょっとそれは違うと思いますので、是非とも実際に地域を知るとか、そういう意味で、もうちょっとワークショップ的なカリキュラムであるとか、本当に子どもたちが考えて研究したりとかということで、ある一定の価値観に導くような教育活動だけは是非しないでいただきたいと思いますので、その点、今後の協議の中で検討いただきたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 答弁。

藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 議員御指摘のとおり効果があるよう、効果といますか、いろんな価値観がありますので、それは子どもたちが感じ取ってもらえるよう指導していきたいと思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 続けて、質疑を受けます。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 14番の山下です。第61号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算について、質疑を行いたいと思います。

10ページの保険基盤安定繰入金（保険税軽減分・保険者支援分）、これについて4点質問したいと思います。

今回のこの繰入金は、国民健康保険への財政基盤の強化を目的とした国による保険者への財政支援拡充のための財源によるものと認識をしておりますが、それによるのでしょうか。

低所得者対策の強化のために、保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充することとされておりますが、宍粟市への今年度の予算配分は1,564万8,000円で全てですか。どのように計算をされているのか教えてください。

保険税軽減分の735万9,000円の軽減内容はどのようなものですか。

また、対象者と人数はどのようになっていますか。

続いて、この保険者の支援分1,350万3,000円は、どのようなことに使われるのか。

以上、4点をよろしく願いいたします。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 失礼します。保険基盤安定繰入金についての御質問

で、1番目のこの繰入金は国による保険者への財政支援の拡充のための財源によるものと認識してよろしいかという御質問でございますが、保険者への支援というものにつきましては、この中の保険者支援分でございますが、保険税軽減分につきましては、低所得者への所得の減免ということで、それは直接被保険者のほうの助成ということになってきます。

この中で、保険者支援分の繰入金につきましては、全てが国庫補助というわけではございませんで、その保険者支援分の繰入金の2分の1の財源は国庫負担でございますが、後の4分の1ずつにつきましては、県と市が負担のほうをしております。こちらのほうにつきましては、保険者支援分の充当先は、先ほども岡前議員さんのほうにお答えしたとおり、一般被保険者の療養給付費、高額医療費等に充当をしております。

続きまして、この繰入金は宍粟市への予算配分は1,564万8,000円だけかと、またどのように計算されているのかということの御質問につきましては、国県の予算配分1,564万8,000円という金額は保険税軽減分と保険者支援分を合算した今回の補正額でございます。当初予算と今回の補正額を合わせた補正後の国県の負担額は保険者支援分が3,150万円、保険税軽減分が1億848万2,000円という国県の負担となっております。

保険者支援分の算出につきましては、保険税軽減の対象となった7割、5割、2割のそれぞれの保険者数に1人当たりの保険料と支援率を乗じて求めております。今回の試算のほうをさせていただいております。あくまでもこの試算につきましては、前年度の実績等を考慮しながら算出のほうをさせていただいております。

続きまして、3点目の保険税軽減分の735万9,000円の軽減内容と、対象者の人数はという御質問につきましては、低所得者に対しまして所得に応じて7割、5割、2割の軽減のほうをさせていただいております。

御質問の735万9,000円の補正額を加えまして当初の分と合わせまして、総額は1億4,464万3,000円を繰入金額として試算しております。

対象者の人数でございますが、7割軽減が1,973人、5割軽減が1,643人、2割軽減が1,582人ということで試算のほうをさせていただいております。

続きまして、4点目の保険者支援分の1,350万3,000円は、何に使われているのかということでございますが、こちらの数値も総額としましては、当初予算と合わせまして4,200万円を繰入金額としております。

充当先につきましては、岡前議員さんのほうにもお答えしましたとおり、一般被

保険者の療養給付費、高額医療費等に充当のほうをさせていただいておるところで
ございます。

議長（秋田裕三君） 山下議員、どうぞ。

14番（山下由美君） この保険者支援分についてお尋ねしたいんですけども、今
年度の保険者支援分は全てで4,200万円というふうに今答えられたように思うん
ですけども、間違ってますか。

議長（秋田裕三君） 山下議員、もうちょっと大きい声でしゃべってください。

14番（山下由美君） 失礼いたしました。もう少し大きい声でしゃべります。

今年度の保険者支援分は4,200万円というふうに答えられたように記憶をしてい
るんですが、間違ってますか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 間違っていないと思います。こちらのほうの保険者
支援分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で、それぞれ
国県の負担金を一般会計で受けまして、市の一般財源4分の1を充当しまして、一
般会計から特別会計のほうへ出しております。特別会計のほうは市の負担金も合わ
せまして4,200万円を繰入金額として計上しております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下議員。

14番（山下由美君） 先ほど岡前議員の質疑に対する御回答で、この保険者支援
分を高過ぎる国民健康保険税の引き下げに使えるというふうにおっしゃったように
思うんですが、今回のこの保険者支援分を高過ぎる国民健康保険税の引き下げに使
った場合、1人当たり年額平均幾らぐらい下げられるものなんでしょうか、教えて
ください。

議長（秋田裕三君） 当局、答弁、どなたか。

小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 具体的に個々詳しい試算というのはちょっと手元
にございませんし、ちょっと御回答はできない部分なんですけれども、あくまでもこ
れは国保会計自体がそれぞれの国県の交付金なり調整金等を合わせまして支出に対
してそれらを充当して残りの分が幾ら不足になるのかというふうな計算になってき
ます。大ざっぱな言い方をすればそうなってきまして、その残りを国保税の税收で
割り当てるということになってきますので、要は今回につきましては、いろいろな
国県の交付金、繰入金も合わせまして試算したところ、残った不足分については現
行の税率でカバーできるという判断をしまして、今回については税制改正を行わな

かったということで、低額所得者につきましてはそれぞれ7割、5割、2割の保険税の減免のほうをさせていただいておりますので、それはそれでカバーをしているというようなところでございます。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第60号議案から第61号議案までの2議案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

日程第8 請願第2号

議長（秋田裕三君） 日程第8、請願第2号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成28年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） 失礼します。請願書の要旨を朗読によりまして説明にかえさせていただきたいというふうに思います。

請願書、平成27年5月18日。宍粟市議会議長、当時の議長でございますが、岸本義明様。請願団体は住所、宍粟市山崎町山崎17番地。団体名、兵庫県教職員組合宍粟支部。代表者名、支部長 西村 潤さん。紹介議員は私、実友でございます。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成28年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

内容の要旨につきましては、1番、子どもたちの教育環境改善のために計画的に少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2番目に、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することの2点でございます。

平成28年度政府予算編成において、要旨事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にも基づき、国の関係機関への意見書提出の請願をいたします。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（秋田裕三君） 実友 勉議員の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第143条第1項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

請願第2号は委員会の付託を省略することに決しました。

続いて討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

請願第2号を採択することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

請願第2号は採択することに決しました。

なお、お諮りをいたします。

ただいま採択されました請願の意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いについては、議長に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月11日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時33分 散会)